主 文

本件申立を棄却する。

昭和二六年六月九日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	長	谷	Ш	太	_	郎
裁判官	澤		田	竹	治	郎
裁判官	霜		Щ	精		_
裁判官	井		上			登
裁判官	栗		Щ			茂
裁判官	眞		野			毅
裁判官	小		谷	勝		重
裁判官	島					保
裁判官	齋		藤	悠		輔
裁判官	藤		田	八		郎
裁判官	岩		松	Ξ		郎
裁判官	河		村	又		介